

仕 様 書

1 業務名

令和5年度入院待機ステーション寝具供給及び感染対策着衣等洗濯業務

2 履行期間

令和5年4月1日から令和5年9月30日

※「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）における新型コロナウイルス感染症の位置付けが変更される影響等により、委託者において本業務の継続が不要となった場合には、委託者は受託者に対し、その旨を通知し本契約を解約することができる。なお、契約解除に関する通知は、解約日の1か月前までに行う。また、当該解約に伴う損害賠償責任は発生しないものとする。

3 業務の概要

受託者は、入院待機ステーション（新型コロナウイルス感染症陽性患者を受け入れ、一時的な医療を提供する施設。以下「ステーション」という。）に対して、次の業務を行う。

(1) 管理供給業務

寝具を供給し、必要に応じて補修及び交換を行う。

(2) 洗濯業務

上記(1)の供給品のほか、委託者の所有する感染対策着衣（医療用ユニフォーム（スクラブ及びパンツ）、病衣（上下）を回収の上、受託者施設においてクリーニング後、ステーションに納入する。

4 管理供給業務

(1) 受託者は、委託者が指定する寝具をリース品として履行開始前に委託者へ納入すること。納入日については、委託者と事前に協議し、ステーションの運営に支障が出ないように留意すること。

(2) 受託者は、常に寝具の品質及び消耗度に留意し、補修や交換により、清

潔かつ消耗度の少ないものを提供すること。なお、通常使用における汚損や破損、結び紐・ファスナー等の交換、縮み等については、受託者の負担において補修、交換すること。

- (3) 受託者は、履行期間中において委託者が指定する寝具を供給できない場合は、委託者と協議した上で、同等品を供給すること。
- (4) 委託者は、業務の都合、社会情勢に応じて寝具の供給量の変更を指示することがあり、受託者は、その指示に基づき必要数を提供すること。
- (5) 感染対策着衣等（スクラブ、パンツ、病衣（上）及び病衣（下））は委託者が所有しているため、管理供給業務の対象としない。

5 洗濯業務

- (1) 受託者は、ステーションにおいて医療従事者及び新型コロナウイルス感染症陽性患者が使用した寝具及び感染対策着衣等（使用后 72 時間以上経過したもの）を回収し、洗濯した上でステーションへ納入すること。
- (2) 受託者は、医療法施行規則第 9 条の 14 に定めるところによるほか、関係法令の定める基準を満たす受託者の施設において関係法令に基づきクリーニングを行うこと。
- (3) 受託者は、必要に応じ、のり付け、仕上げ、再生及び補修を行うこと。
- (4) 委託者は使用后 72 時間以上経過した洗濯対象品を回収袋に収納し、ステーション内で委託者が指定する場所に保管しており、受託者は下表の区分に従って回収・納入すること。

区分	回収日	納入日
感染対策着衣・病衣	毎週 月・木曜日	回収から 1 週間以内の 月・木曜日
寝具	毎週 月・木曜日	月曜日回収分は同週の木曜日 木曜日回収分は翌週の月曜日

- (5) 回収日、納入日を変更する場合は事前に受託者と委託者で協議すること。
- (6) 回収物及び納入物がない場合、回収及び納入を省略することができる。
- (7) 回収袋は委託者が用意するが、受託者が所有する袋を使用しても構わないこととする。

6 予定数量

区分	品目		規格等	1月あたりの 予定数量 ^{※5}
管理 供給 業務	寝具 ^{※1}	掛布団	シングルサイズ ^{※2}	50
		毛布	シングルサイズ ^{※2}	140
		タオルケット	シングルサイズ ^{※2}	120
		枕	43×63cm 程度 ^{※3}	90
		ベッドパット	シングルサイズ ^{※2}	90
		包布	シングルサイズ ^{※2}	100
		シーツ	シングルサイズ ^{※2}	100
		枕カバー	枕に合致するもの	100
洗濯 業務	感染対策 着衣等	スクラブ	ナガイレーベン RF-5032、NR-8602 等 ^{※4}	540
		パンツ	ナガイレーベン SL-5093 等 ^{※4}	510
		病衣（上）	ナガイレーベン PG-1411 等 ^{※4}	10
		病衣（下）	ナガイレーベン PG-1413 等 ^{※4}	10
	寝具	掛布団	上記と同様	10
		毛布	上記と同様	230
		タオルケット	上記と同様	210
		枕	上記と同様	30
		ベッドパット	上記と同様	50
		包布	上記と同様	200
		シーツ	上記と同様	350
		枕カバー	上記と同様	290

※1 ※5のとおり、履行期間中に数量が0となる可能性もあるため、新規調達品である必要はない。

※2 シングルサイズ又は同等品とし、同等品とする場合は、事前に委託者と十分な打ち合わせを行い、了承を得ること。

※3 43×63cm サイズ又は同等品とし、同等品とする場合は、事前に委託者と十分な打ち合わせを行い、了承を得ること。

※4 例示した製品の他、同様の感染対策着衣等の場合がある。

※5 予定数量は過去の実績等から算出したものであり、本業務の履行にあたって保障するものではない。ステーションは市中の新型コロナウイルス感染症の蔓延状況によって運用が随時見直されるため（施設の閉鎖も含む）、履行期間中に各数量が0～予定数量の2倍程度の範囲で変動する可能性もある点に留意すること。

7 納入・回収場所

札幌市白石区内（場所は非公表）

札幌市保健所第3入院待機ステーション

8 契約方法

契約方法は単価契約とし、管理供給業務及び洗濯業務のそれぞれについて、品目ごとに単価を設定する。なお、実際の数量は上記の範囲で変動するが、この場合も契約した単価の変更は行わない。

管理供給業務については、リース費用及び修理交換等の管理費用を含むものとし、洗濯業務については、クリーニング費用及び搬出入搬送費用を含むものとする。

9 業務報告及び請求

(1) 受託者は、毎月の業務完了後に完了届を提出すること。ただし、管理供給業務及び洗濯業務の数量が0だった月に係る完了届については、提出を省略することができる。

(2) 受託者は、洗濯業務について、納入の都度、品目と数量を記載した伝票等を提出すること。

(3) 受託者は、以下のとおり委託者へ請求を行う。

ア 管理供給業務の対象品について、品目ごとの単価に1か月分の供給数量を乗じる。

イ 洗濯業務の対象品について、品目ごとの単価に1か月分の洗濯数量を乗じる。

ウ 上記ア及びイの金額を合計した金額に消費税及び地方消費税を加えた金額を本市所定の請求書又はこれに準ずる様式を用いて請求すること。

10 作業員の管理

(1) 作業員の教育指導

原則、使用後72時間経過後の感染対策着衣等を取り扱うものの、感染対策を万全とするため、受託者は、作業員に対し、次の事項について教育指導を徹底するものとする。また、作業技術が不相当と判断した作業員に対しては、即時十分な指導、教育を行わなければならない。

ア 手洗い等の感染予防策の基本

イ 清潔リネンの取扱いについて

ウ 病毒感染の危険のある微生物、血液及び排泄物などの感染性に対する知識

エ 針刺し事故発生時の対応について

(2) 作業員の健康管理

ア 受託者は、作業員の健康診断の結果を把握した上で適正な措置を講じなければならないものとし、感染性の疾患に罹患している、又はそのおそれのある作業員を業務に従事させてはならない。

イ 希望する作業員に対しては、インフルエンザワクチン等の接種を実施させること。また、インフルエンザ、新型コロナウイルスに罹患した作業員を業務に従事させてはならない。また、業務履行中に感染性の疾患に罹患した場合において、委託者は一切の責を負わない。

ウ 上記ア、イにより生じる費用は、全て受託者の負担とする。

(3) 労働社会保険諸法令遵守

受託者は、役務に従事する従業員に対し、使用者として法律に規定された全ての義務を負うとともに、妥当な労働条件及び賃金の確保に努めなければ

ならない。

11 環境への配慮

札幌市環境マネジメントシステムの運用について、次の点に留意すること。

- (1) 業務の遂行にあたっては、節電、節水に努めること。
- (2) ごみの減量、リサイクルに努めること。
- (3) 使用する物品は、できるだけ環境に配慮したものを使用すること。
- (4) 業務上自動車を使用する際は、アイドリングストップの推進等、環境に配慮した運転を心掛けること。
- (5) 業務上適用される環境関係法令等を遵守すること。
- (6) 従業員に上記の内容を周知協力させること。

12 業務の引継ぎ

- (1) 受託者は、委託者の指示があった場合には、受託者が業務を行った際に作成した業務に必要な手順・方法等を記載した資料を委託者に提出することとする。
- (2) 受託者は、委託者の指示があった場合には、上記(1)の資料等によるほか、新規受託者に対し実地による実務的な引継ぎを協力的かつ円滑に行わなければならない。
- (3) 業務引継ぎの詳細・実施期間等は、委託者と協議して定めるものとする。

13 その他

- (1) 受託者の責に帰すべき事由により、感染対策着衣等を紛失、消失、破損等（以下「破損等」という。）したときは、受託者は委託者に対してその損害を補償する。また、委託者の責において寝具等を破損等したことにより、その後の使用が不可となった場合においては、都度、委託者と受託者で協議した金額で委託者が買い取る。
- (2) 受託者は、業務履行において委託者の指示に従い、疑義のあるときは必ず委託者と協議しなければならない。また、業務履行成果の検査、立会い及び必要資料の提出を要求されたときは、遅滞なくこれに応じなければな

らない。

- (3) 契約書に示す役務を遂行するために必要な用具及び消耗品は、この仕様書及び契約書に記載のあるもののほか、受託者の負担とする。
- (4) その他、この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度委託者と受託者で協議の上これを定めることとする。

14 担当課

札幌市保健福祉局保健所医療対策室医療提供体制構築課